

# 平成 30 年度

## 「清瀬市太陽光発電システム等設置補助金」

### 交付申込のご案内



#### ●補助対象機器

太陽光発電システム 1kw あたり 3 万円（上限 10 万円）

家庭用燃料電池（エネファーム） 5 万円

※両機器を同時に設置した場合、それぞれを合わせた金額の申込ができます。

※詳細は、「清瀬市太陽光発電システム等設置補助金交付要綱」の別表を参照ください。

●申込は、対象機器 設置完了後 となります。

●受付期間終了後、申込額が 予算の範囲を超えた場合は抽選

#### 機器設置日の確認方法

申込期間は、補助対象機器の**機器設置日**によって**種類ごとに規定**されています。下記の表を参照し、その期間中に申込をしてください。

補助対象機器	機器設置日
太陽光発電システム	東京電力から発行される「 <b>接続契約のご案内</b> 」の「 <b>発行日</b> 」（右上の日付）。 ※第 1 期に限り、「 <b>接続契約のご案内</b> 」の「 <b>発行日</b> 」が平成 29 年 12 月 31 日以前の場合は、東京電力の「 <b>購入実績お知らせサービス・購入電力量のお知らせ</b> 」の中の「 <b>購入開始年月日</b> 」。
家庭用燃料電池（エネファーム）	東京ガスの「エネファーム安心フルサポート証」の「 <b>設備お引渡し日</b> 」。

#### 申込期間

期	機器設置日	申込期間
第 1 期	平成 30 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	平成 30 年 6 月 1 日 ~ 8 月 3 日
第 2 期	平成 30 年 7 月 1 日 ~ 12 月 31 日	平成 30 年 12 月 1 日 ~ 平成 31 年 2 月 2 日

※申込期間内の土日祝日等、閉庁日は受付できません。

## 補助対象者

次のいずれも該当する者。

- 市内の住宅所在地に住民登録をし、実際に居住している者。
- 申込時に納期が到来している住民税を完納している者、または非課税の決定を受けている者。
- 市内の住宅に新たに補助対象機器等を設置した者、または補助対象機器等が設置された住宅を購入し、居住している者。

## 補助対象機器の要件

補助対象機器	要件
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全研究所(JET)による太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準じた性能を有する機器と市長が認めるもの。公称最大出力が10キロワット未満のもの。
家庭用燃料電池 (エネファーム)	国が実施する家庭用燃料電池導入支援事業において、一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が補助対象機器として指定を受けたもの。

※中古品を設置した場合は補助の対象になりません。

## 申込方法と注意事項

- ✚ 対象機器の設置完了後の申込となります。
- ✚ 市役所 本庁舎 3 階 水と緑の環境課の窓口で申込してください。書類に不備・不足があると受付できませんので、ご注意ください。なお、郵送による申込は不可です。
- ✚ 補助金の申込は、同一の住宅又は対象者に対して 1 回限りとなります。
- ✚ 各期で申込件数が予算の範囲を超えた場合は抽選になります。抽選日は各期の申込期間終了後、申込者に郵送します。又清瀬市ホームページでもお知らせしています。(受付番号が抽選番号になります。)
- ✚ 補助金の交付条件に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求められます。

## ご協力のお願い

- ✚ 機器設置状況の確認の際、敷地内への立入りをさせていただくこともありますのでご協力をお願いします。ご在宅の必要はありません。

## 添付書類チェックリスト

チェック	添 付 書 類	
□	補助金交付申込書(様式第1号)	清瀬市役所 3階 水と緑の環境課 窓口にて配布。 または、ホームページよりダウンロード可。記入例を参照して下さい。
□	機器設置日が確認できる書類のコピー	○太陽光発電: <b>東京電力から発行される「接続契約のご案内」の「発行日」</b> (右上の日付)。 ※第1期に限り、「 <b>接続契約のご案内</b> 」の「 <b>発行日</b> 」が平成29年12月31日以前の場合は、東京電力の「購入実績お知らせサービス・購入電力量のお知らせ」の中の「 <b>購入開始年月日</b> 」。  ○家庭用燃料電池: 東京ガスの「 <b>エネファーム安心フルサポート証</b> 」のコピー。「設備お引渡し日」が機器設置日になります。
□	工事請負契約書又は売買契約書のコピー	設置機器の請負契約であることが記載されているもの。売買契約の場合、設置機器が契約に含まれていることが確認できること。
□	設置機器の費用明細(内訳書)のコピー	設置機器の支払いに対する明細(内訳)が明記されているもの。
□	設置機器の領収書のコピー	設置機器の名称、金額が明記されているもの。
□	設置機器の設置後の状況を確認できる写真	○太陽光発電 ①建物外観 ②モジュール ③売電メーター ④パワーコンディショナ   ○家庭用燃料電池 ①建物外観 ②燃料電池 ③貯湯ユニット ④機器本体の製造番号 
□	設置した機器のカタログ(コピー可)	
□	申込者の住民票の写し(コピー不可)	発行後3ヵ月以内のもの。 注:住民票の写しとは、自治体から発行されたものそのものを指します。
□	申込者の平成29年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書(コピー不可)	納税が確認できる証明書。 <b>課税証明書ではありません。</b> (平成30年1月1日時点で住民登録されている自治体で発行されます)
□	機器を設置した住宅の案内図	現地調査をするので家の位置が確認できるもの。
□	手続代行選任届(様式第2号)	代理人が申込手続きをする場合のみ、必要となります。
□	その他市長が必要と認めたもの	上記の添付書類で審査が出来ない場合、追加で求めることがあります。

## ◆◆手続きの流れ◆◆

申込者

清瀬市

●設置及び支払完了

### ●市役所窓口へ申込

別紙申込書（様式第1号）及び添付書類に必要事項を記入し、直接市役所 本庁舎3階 水と緑の環境課の窓口までお持ちください。

※郵送による申込は不可です。ご注意ください。

### ●受付

書類に不備・不足があると受付できません。ご注意ください。

### ●抽選（予算の範囲を超えた場合のみ実施）

抽選日は各期の申込期間終了後、申込者に郵送します。（ホームページにも掲載）

### ●書類審査・機器設置状況の確認

機器の設置状況を確認の際、敷地内への立入りをさせていただくことがあります。ご協力をお願いします。ご在宅の必要はありません。

### ●交付決定又は不交付決定

審査後、交付又は不交付決定通知書及び交付請求に必要な書類を送付します。

### ●交付請求書の提出

必要事項を記入し、期限までに直接窓口までお持ちください。

### ●補助金振込み

交付請求書の受理後、指定口座へ振込みます。※市に交付請求書を提出後1ヶ月前後での振込みとなります。通帳等で入金をご確認ください。

【受付窓口・問合せ先】 清瀬市役所 都市整備部 水と緑の環境課 環境衛生係  
住所：清瀬市中里 5-842 本庁舎 3階  
電話：042-497-2099（直通）